

平成 24 年 1 月 13 日

JCSS 登録・認定事業者 各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター計量認定課

英語の用語 BMC (Best Measurement Capability) から CMC (Calibration and Measurement Capability) への変更について

2009 年 8 月 20 日に発行された ILAC 周知文書「ILAC 総会決議に基づく ILAC 加盟機関による所要の処置 (Action required by ILAC members on ILAC General Assembly Resolutions)」について、ILAC-MRA 署名認定機関である認定センターは、2 年間の移行期間を経て、英語の認定証 (翻訳版を含む。)、英語の認定事業者一覧で記述している用語「BMC」又は「Best Measurement Capability」を、「CMC」又は「Calibration and Measurement Capability」に変更しております。

この ILAC 周知文書に基づき、英語の用語「BMC」又は「Best Measurement Capability」から「CMC」又は「Calibration and Measurement Capability」への変更の対象となるものは、次のとおりです。

- ◆認定機関が発行する英語の認定証及びその付属書
- ◆認定機関が保有する英語の認定事業者一覧
- ◆JCSS 登録・認定事業者が発行する文書又は保有する情報であって、英語「BMC」又は「Best Measurement Capability」と表記している、例えば以下のもの；
  - ・あらゆる広告その他の資料 (パンフレット、カタログ、ホームページ等)
  - ・不確かさ評価マニュアル、不確かさバジェット等の技術文書
  - ・英語「BMC」又は「Best Measurement Capability」と表記している校正証明書

JCSS 登録・認定事業者の皆様におかれましては、英語「BMC」又は「Best Measurement Capability」と表記している、あらゆる文書又は情報の記述について、段階的に「CMC」又は「Calibration and Measurement Capability」に変更をお願いいたします。

段階的な変更の時期として、パンフレット、カタログ等は次回の増刷時、ホームページは次回更新時、不確かさ評価マニュアル、不確かさバジェット等は次回の文書見直し時が考えられます。

校正証明書は、なるべくお早めに記述の変更をお願いいたします。

なお、この変更の対象は英語のみであり、計量法施行規則第 90 条第 2 項第二号の規定に基づく日本語「最高測定能力」についての表記は、変更する必要はありません。

以上